

人民裁判所組織法

目次

第一章 総則	5
第1条 調整範囲	5
第2条 人民裁判所の機能, 任務, 権限	5
第3条 人民裁判所の組織	7
第4条 県, 区, 市社, 省所属都市及び同等の人民裁判所, 省, 中央直轄 都市人民裁判所, 高級人民裁判所並びに軍事裁判所の設立, 解散 権限	7
第5条 人民裁判所の組織の原則	7
第6条 第一審, 控訴審の審理制度の保障	7
第7条 裁判官の任命; 参審員の選出, 選定制度	7
第8条 参審員が参加する審理制度の実施	8
第9条 裁判官, 参審員による独立して法令のみに従った審理	8
第10条 人民裁判所による集団審理	8
第11条 人民裁判所による遅滞なく, 公平で, 公開された審理	8
第12条 人民裁判所における平等な権利の保障	8
第13条 審理における争訟の保障	8
第14条 犯罪の証明責任及び被疑者, 被告人の弁護権, 当事者の合法的な 利益を擁護する権利の保障	8
第15条 人民裁判所で使用する言語, 文字	9
第16条 人民裁判所の活動の効果, 効率性の保証	9
第17条 人民裁判所の機関, 組織との協調責任	9
第18条 組織に関する各人民裁判所の管理	9
第19条 人民裁判所の活動の監察	10
第二章 最高人民裁判所	10
第一節 最高人民裁判所の任務, 権限, 組織機構	10
第20条 最高人民裁判所の任務, 権限	10
第21条 最高人民裁判所の組織機構	10
第22条 最高人民裁判所裁判官評議会	10
第23条 最高人民裁判所裁判官評議会の審理	11
第24条 最高人民裁判所の事務補佐機構	11
第25条 最高人民裁判所の養成, 研修施設	12
第二節 最高人民裁判所長官, 副長官	12

第 26 条	最高人民裁判所長官	12
第 27 条	最高人民裁判所長官の任務, 権限	12
第 28 条	最高人民裁判所副長官	13
第三章	高級人民裁判所	14
第一節	高級人民裁判所の任務, 権限, 組織機構	14
第 29 条	高級人民裁判所の任務, 権限	14
第 30 条	高級人民裁判所の組織機構	14
第 31 条	高級人民裁判所裁判官委員会	14
第 32 条	高級人民裁判所裁判官委員会の審理	15
第 33 条	高級人民裁判所の専門法廷の任務, 権限	15
第 34 条	高級人民裁判所の事務補佐機構	15
第二節	高級人民裁判所長官, 副長官	15
第 35 条	高級人民裁判所長官	15
第 36 条	高級人民裁判所副長官	16
第四章	省, 中央直轄都市人民裁判所	16
第一節	省, 中央直轄都市人民裁判所の任務, 権限, 組織機構	16
第 37 条	省, 中央直轄都市人民裁判所の任務, 権限	16
第 38 条	省, 中央直轄都市人民裁判所の組織機構	16
第 39 条	省, 中央直轄都市人民裁判所裁判官委員会	16
第 40 条	省, 中央直轄都市人民裁判所の専門法廷の任務, 権限	17
第 41 条	省, 中央直轄都市人民裁判所の事務補佐機構	17
第二節	省, 中央直轄都市人民裁判所長官, 副長官	17
第 42 条	省, 中央直轄都市人民裁判所長官	17
第 43 条	省, 中央直轄都市人民裁判所副長官	18
第五章	県, 区, 市社, 省所属都市及び同等の人民裁判所	18
第一節		18
県, 区, 市社, 省所属都市及び同等の人民裁判所の任務, 権限, 組織機構	18	
第 44 条	県, 区, 市社, 省所属都市及び同等の人民裁判所の任務, 権限	18
第 45 条	県, 区, 市社, 省所属都市及び同等の人民裁判所の組織機構 ..	18
第 46 条	県, 区, 市社, 省所属都市及び同等の人民裁判所の事務補佐機構 の任務, 権限	19
第二節	県, 区, 市社, 省所属都市及び同等の人民裁判所の長官, 副長官	19
第 47 条	県, 区, 市社, 省所属都市及び同等の人民裁判所の長官	19
第 48 条	県, 区, 市社, 省所属都市及び同等の人民裁判所の副長官	19
第六章	軍事裁判所	20

第一節 軍事裁判所の任務，権限，組織機構	20
第 49 条 軍事裁判所の任務，権限	20
第 50 条 軍事裁判所の組織	20
第 51 条 中央軍事裁判所の任務，権限，組織機構	20
第 52 条 中央軍事裁判所裁判官委員会	20
第 53 条 中央軍事裁判所裁判官委員会の審理	21
第 54 条 中央軍事裁判所控訴審法廷の任務，権限	21
第 55 条 軍区及び同等の軍事裁判所の組織機構	21
第 56 条 軍区及び同等の軍事裁判所の任務，権限	21
第 57 条 軍区及び同等の軍事裁判所の裁判官委員会	21
第 58 条 区域軍事裁判所	22
第二節 軍事裁判所の長官，副長官	22
第 59 条 中央軍事裁判所長官	22
第 60 条 中央軍事裁判所副長官	23
第 61 条 軍区及び同等の軍事裁判所の長官	23
第 62 条 軍区及び同等の軍事裁判所の副長官	23
第 63 条 区域軍事裁判所長官	23
第 64 条 区域軍事裁判所副長官	24
第七章 裁判官	24
第 65 条 裁判官の任務，権限	24
第 66 条 各等級の裁判官	24
第 67 条 裁判官の基準	25
第 68 条 初級裁判官，中級裁判官，高級裁判官の任命条件	25
第 69 条 最高人民裁判所裁判官の任命条件	26
第 70 条 国家裁判官選抜・監察評議会	27
第 71 条 国家裁判官選抜・監察評議会の任務，権限	27
第 72 条 最高人民裁判所裁判官の承認，任命手続	27
第 73 条 初級裁判官・中級裁判官・高級裁判官選抜試験評議会	27
第 74 条 裁判官の任期	28
第 75 条 裁判官に関する制度，政策	28
第 76 条 裁判官の責任	28
第 77 条 裁判官が行うことができない事務	29
第 78 条 裁判官の異動	29
第 79 条 裁判官の転任	29
第 80 条 裁判官の特別派遣	30
第 81 条 裁判官の免任	30

第 82 条	裁判官の解職	30
第 83 条	裁判官の免任, 解職手続	31
第八章	参審員	31
第 84 条	参審員の任務, 権限	31
第 85 条	参審員の基準	31
第 86 条	参審員の選出, 選定, 免任, 罷免手続	31
第 87 条	参審員の任期	32
第 88 条	参審員に関する制度, 政策	32
第 89 条	参審員の責任	32
第 90 条	参審員の免任, 罷任の条件	33
第 91 条	参審員団 ; 参審員に対する機関, 組織, 人民武装部隊の責任 ..	33
第九章	裁判所書記官, 審査官	33
第 92 条	裁判所書記官	33
第 93 条	審査官	34
第 94 条	裁判所書記官, 審査官に関する制度, 政策	35
第十章	人民裁判所の活動の保障	36
第 95 条	人民裁判所の裁判官の人数, 定員	36
第 96 条	人民裁判所の活動経費	36
第 97 条	人民裁判所のその他の公務員, 準公務員及び労働者に関する制度, 政策	36
第十一章	施行条項	37
第 98 条	施行効力	37

人民裁判所組織法¹

ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、
国会は人民裁判所組織法を発行する。

第一章 総則

第1条 調整範囲

この法律は、人民裁判所の機能、任務、権限及び組織機構について；裁判官、参審員及び人民裁判所内のその他の各職位²について；人民裁判所の活動の保障について規定する。

第2条 人民裁判所の機能、任務、権限

1. 人民裁判所は、ベトナム社会主義共和国の審理機関であり、司法権を行使する。

人民裁判所は、正義を擁護し、人権、市民権を擁護し、社会主義制度を擁護し、国の利益、組織、個人の権利及び合法的な利益を擁護する任務を有する。

自己の活動により、裁判所は、祖国への忠誠、法令の厳正な執行、社会生活上の諸規範の尊重、犯罪、その他の各法令違反の予防、防止の闘争の意識に関する市民への教育に貢献する。

2. 裁判所は、ベトナム社会主義共和国の名において、刑事、民事、婚姻及び家族、経営、商事、労働、行政の各事件³を審理し、法令の規定に基づくその他の各事案⁴を解決する；訴訟の過程で収集された各資料、証拠を十分に、客観的に、全面的に検討する；争訟⁵の結果に基づき判決を下し、有罪又は無罪、刑罰、司法措置の適用又は不適用を決定し、財産、人格権に関する権利及び義務を決定する。

法的効力を生じた人民裁判所の判決、決定は、機関、組織、個人により尊重され；関係する機関、組織、個人により厳正に執行されなければならない。

3. 刑事事件を審理する任務を遂行するに当たり、裁判所は次の権限を有する。

a) 捜査、起訴、審理の過程における捜査官、検察官、弁護士の各訴訟行為、

¹ 本翻訳は 2015 年 1 月 20 日付けの仮訳である。

² 「職位」は原文では、“chức danh”である。

³ 「事件」は原文では，“vụ án”である。

⁴ 「事案」は原文では，“việc”である。

⁵ 「争訟」は原文では，“tranh tụng”である。

決定の合法性について検討し、結論を下す；予防措置の適用，変更又は取消しを検討する；事件を中止，停止する。

- b) 捜査機関，捜査官，検察院，検察官が収集し；弁護士，被疑者，被告人及びその他の訴訟参加人が提出する各証拠，資料の合法性について検討し，結論を下す。
 - c) 必要と認めるときに，刑事訴訟法の規定に基づき，記録を返却し，検察院に補充捜査を請求する⁶；検察院に資料，証拠の補充を請求し，又は裁判所が証拠を検査し⁷，検証し⁸，収集し，補充する。
 - d) 捜査官，検察官及びその他の者に対し，公判期日において事件に関連を有する各事項について陳述するよう請求する；犯罪が看過されていることを発見したときは，刑事事件として立件するよう請求する。
 - d) 刑事訴訟法の規定に基づくその他の各権限を行使するために決定を下す。
4. 裁判所は，民事，婚姻及び家族，経営，商事，労働，行政の各事件を解決し，訴訟法の規定に基づくその他の各権限を行使するため，資料，証拠を検証し，収集する。
5. 行政違反を処分する；人権，法令の規定に基づく市民の基本的な権利に関連する各行政処分措置の適用について国家管理機関の要請⁹を検討し，決定する。
6. 刑事判決の執行，懲役刑の執行の延期，懲役刑の執行の停止，刑罰の執行の減免，前科の抹消，国家予算に納付すべき金員に関する判決執行義務の減免について決定を下す；刑法，刑事判決執行法，民事判決執行法の規定に基づくその他の各権限を行使する。

裁判所が適用した行政処分措置の執行を延期し，減免し，停止する決定を下し，行政違反処分法の規定に基づくその他の各権限を行使する。

7. 事件を審理する過程で，裁判所は，個人，機関，組織の権利及び合法的な利益を保障するため，憲法，法律，国会の議決，国会常務委員会令，国会常務委員会の議決に反する法令文書¹⁰を発見し，権限を有する各機関に修正，補充又は廃止の検討を建議する¹¹。
8. 審理における法令の統一的な適用を保証する。
9. 法律の規定に基づくその他の権限を行使する。

⁶ 「請求する」は原文では，“yêu cầu”である。

⁷ 「検査する」は原文では，“kiểm tra”である。

⁸ 「検証する」は原文では，“xác minh”である。

⁹ 「要請」は原文では，“đề nghị”である。

¹⁰ 「法令文書」は原文では，“văn bản pháp luật”である。現行の法規範文書発行法（17/2008/QH12）では法規範文書（văn bản quy phạm pháp luật）という用語が使用されているが，2014年秋の国会に提出された法令文書発行法（Luật ban hành văn bản pháp luật）の草案では「法令文書」という用語が使用されている。

¹¹ 「建議する」は原文では，“kiến nghị”である。

第3条 人民裁判所の組織

1. 最高人民裁判所
2. 高級人民裁判所
3. 省，中央直轄都市人民裁判所
4. 県，区，市社，省所属都市及び同等の人民裁判所
5. 軍事裁判所

第4条 県，区，市社，省所属都市及び同等の人民裁判所，省，中央直轄都市人民裁判所，高級人民裁判所並びに軍事裁判所の設立，解散権限

1. 国会常務委員会は，最高人民裁判所長官の要請により，県，区，市社，省所属都市及び同等の人民裁判所；省，中央直轄都市人民裁判所；高級人民裁判所の設立，解散を決定し，高級人民裁判所の土地管轄の範囲について規定する。
2. 国会常務委員会は，国防大臣の同意を得た最高人民裁判所長官の要請により，区域軍事裁判所，軍区及び同等の軍事裁判所の設立，解散を決定し，それぞれの裁判所の土地管轄の範囲について規定する。

第5条 人民裁判所の組織の原則

各人民裁判所は，審理管轄に従い独立して組織される。

第6条 第一審，控訴審の審理制度の保障

1. 第一審，控訴審の審理制度は保障される。

裁判所の第一審判決，決定は，訴訟法の規定に従い控訴し¹²，異議を申し立てる¹³ことができる。法律が定める期間内に控訴され，異議が申し立てられなかった第一審判決，決定は，法的効力を生ずる。

第一審の判決，決定が控訴され，異議が申し立てられたときは，事件は控訴審で審理される。裁判所の控訴審判決，決定は，直ちに法的効力を生ずる。

2. 法的効力を生じた裁判所の判決，決定は，訴訟法の規定による法令違反がある又は新たな事情があることが発見されたときは，監督審又は再審の手順に従い再検討される。

第7条 裁判官の任命；参審員の選出，選定制度

1. 裁判官の任命¹⁴制度は，全裁判所について実施される。
2. 人民参審員の選出¹⁵制度は，省，中央直轄都市人民裁判所，県，区，市社，

¹² 「控訴する」は原文では，“kháng cáo”である。

¹³ 「異議を申し立てる」は原文では，“kháng nghị”である。

¹⁴ 「任命」は原文では，“bổ nhiệm”である。

¹⁵ 「選出」は原文では，“bầu”である。

省所属都市及び同等の人民裁判所について実施される。軍人参審員の選定¹⁶制度は、軍区及び同等の軍事裁判所、区域軍事裁判所について実施される。

第8条 参審員が参加する審理制度の実施

裁判所の第一審の審理には、訴訟法の規定に基づき参審員が参加する。ただし、簡易手続により審理する場合を除く。

第9条 裁判官、参審員による独立して法令のみに従った審理

1. 裁判官、参審員は、独立して法令にのみ従って審理する；いかなる形式でも、機関、組織、個人が裁判官、参審員の審理に干渉することを厳禁する。
2. 裁判官、参審員の審理に干渉する行為をした個人、機関、組織は、違反の性質、程度に応じて、法令の規定に基づき懲戒処分を受け、行政処罰を受け、又は刑事責任の追及を受ける。

第10条 人民裁判所による集団審理

人民裁判所は、簡易手続により審理する場合を除き、集団で審理し、多数決により決定する。それぞれの審級における審理合議体の構成は、訴訟法が規定するところによる。

第11条 人民裁判所による遅滞なく、公平で、公開された審理

1. 人民裁判所は、法律が定める期間内に遅滞なく、公平性を確保して審理する。
2. 人民裁判所の審理は公開される。国の秘密、民族の善良な風俗を保持し、未成年者を保護し、又は私生活の秘密を保持する必要がある特別の場合、当事者の正当な申立てにより、人民裁判所は秘密審理をすることができる。

第12条 人民裁判所における平等な権利の保障

人民裁判所は、全ての人は法令の下に平等であり、民族、性別、信仰、宗教、身分、社会的地位により差別されない；個人、機関、組織は裁判所において平等であるという原則に従って審理する。

第13条 審理における争訟の保障

審理では争訟原則が保障される。裁判所は、訴訟参加人が審理において訴訟権を行使するのを保障する責任を負う。審理における争訟原則の実現は、訴訟法の規定による。

第14条 犯罪の証明責任及び被疑者、被告人の弁護権、当事者の合法的な利益を擁護する権利の保障

¹⁶ 「選定」は原文では、“cù”である。

罪を犯したとして訴えられている者は、法律が定める手順に従って証明され、裁判所の有罪判決が法的効果を生ずるまでは、無罪であると推定される。

被疑者、被告人の弁護権、当事者の合法的な利益を擁護する権利は保障される。

被疑者、被告人は、自ら弁護し、弁護士又はその他の者に弁護を依頼する権利を有する；事件のその他の当事者は、自己の合法的な利益を自ら擁護し、又は他人に依頼することができる。

裁判所は、被疑者、被告人の弁護権、当事者の合法的な利益を擁護する権利を保障する責任を負う。

第 15 条 人民裁判所で使用する言語、文字

人民裁判所で使用する言語、文字は、ベトナム語である。

裁判所は、訴訟参加人が人民裁判所で自己の民族の言語、文字を使用する権利を保障する。この場合、通訳を使用しなければならない。

第 16 条 人民裁判所の活動の効果、効率性の保証

1. 個人、機関、組織は、裁判所を尊重しなければならない。
2. 人民裁判所の尊厳、名誉を棄損し、侵害し、裁判所の活動に干渉するあらゆる行為を厳禁する；違反行為をした者は、違反の性質、程度に応じて、法令の規定に基づき懲戒処分を受け、行政処罰を受け、又は刑事責任の追及を受ける。
3. 自己の任務を遂行し、権限を行使するに当たり、裁判官、参審員は、各国家機関、ベトナム祖国戦線委員会、戦線の各構成組織、その他の各社会組織及び市民と連携する権利を有する。自己の機能、任務、権限の範囲内で、各機関、組織及び市民は、裁判官、参審員が任務を遂行することができるよう求めに応じ、条件を整備する責任を負う。

第 17 条 人民裁判所の機関、組織との協調責任

1. 人民裁判所は、公判期日の教育作用を発揮し、人民裁判所の判決、決定の執行のために好ましい条件を整備するため、機関、組織と協調する。
2. 人民裁判所は、機関、組織とともに、法令違反及び犯罪の予防、防止、国家の治安、社会の秩序、安全の維持に関する各方針、政策、法令について研究し、提案する。
3. 必要な場合、判決、決定を下すとともに、人民裁判所は、機関、組織に対し、当該機関、組織における犯罪又は法令違反の発生原因、条件を克服するための措置の適用を求める建議をする。

第 18 条 組織に関する各人民裁判所の管理

1. 最高人民裁判所は、組織について各人民裁判所を管理する。
2. 最高人民裁判所は、主管し、国防省と協調して、組織について各軍事裁判所

を管理する。

各軍事裁判所の組織の管理に関する最高人民裁判所と国防省との協調の規則は、国会常務委員会が規定する。

第 19 条 人民裁判所の活動の監察

国会、国会の各機関、国会議員団、国会議員、人民評議会、人民評議員、ベトナム祖国戦線及び戦線の各構成組織は、法律の規定に従い人民裁判所の活動を監察する。

第二章 最高人民裁判所

第一節 最高人民裁判所の任務、権限、組織機構

第 20 条 最高人民裁判所の任務、権限

1. 最高人民裁判所は、ベトナム社会主義共和国の最高審理機関である。
最高人民裁判所は、法的効力を生じた各裁判所の判決、決定で訴訟法の規定に基づき異議が申し立てられたものの監督審、再審を行う。
2. 法律が定める場合を除き、その他の各裁判所の審理を監督する。
3. 各裁判所の審理実務を総括し、審理における法令の統一的な適用を保証する。
4. 裁判官、参審員、人民裁判所のその他の各職位の養成¹⁷；研修¹⁸を行う。
5. この法律及び関連を有する各法律の規定に従い、組織について各人民裁判所及び軍事裁判所を管理し、各裁判所間の独立を保障する。
6. 法律の規定に従い、国会に法律の草案、議決の草案を提出し；国会常務委員会に国会常務委員会令の草案、議決の草案を提出する。

第 21 条 最高人民裁判所の組織機構

1. 最高人民裁判所の組織機構は、次のものからなる。
 - a) 最高人民裁判所裁判官評議会
 - b) 事務補佐機構
 - c) 養成、研修施設
2. 最高人民裁判所に、最高人民裁判所長官、各副長官、裁判官、審査官、裁判所書記官、その他の公務員¹⁹、準公務員²⁰及び労働者²¹を置く。

第 22 条 最高人民裁判所裁判官評議会

¹⁷ 「養成」は原文では、“đào tạo”である。

¹⁸ 「研修」は原文では、“bồi dưỡng”である。

¹⁹ 「公務員」は原文では、“công chức”である。幹部、公務員法（22/2008/QH12）参照。

²⁰ 「準公務員」は原文では、“viên chức”である。準公務員法（58/2010/QH12）参照。

²¹ 「労働者」は原文では，“người lao động”である。

1. 最高人民裁判所裁判官評議会の構成員の数は、13 人を下回ってはならず、17 人を超えてはならない；最高人民裁判所裁判官である最高人民裁判所長官、各副長官及び各最高人民裁判所裁判官により構成される。
2. 最高人民裁判所裁判官評議會は、以下の任務、権限を有する。
 - a) 法的効力を生じた裁判所の判決、決定で訴訟法の規定に従って異議が申し立てられたものの監督審、再審を行う。
 - b) 法令の統一的な適用について各裁判所を案内する議決を発行する。
 - c) 各裁判所が研究し、審理において適用することができるよう、最高人民裁判所裁判官評議会の監督審決定、各裁判所の法的効力を生じた判決、決定で標準性を有するものを選択し、総括し、判例として発展させて、判例を公表する。
 - d) 国会、国会常務委員会、国家主席に提出する人民裁判所の業務に関する最高人民裁判所長官の報告について討論し、意見を述べる。
 - d) 国会に提出する法律の草案、議決の草案、国会常務委員会に提出する国会常務委員会令の草案、議決の草案について意見を述べる。
 - e) 法令文書発行法²²の規定に従い、最高人民裁判所長官の発行権限に属する法令文書の草案、及び最高人民裁判所が関連機関と発行する法令文書の草案について討論し、意見を述べる。
3. 最高人民裁判所裁判官評議会の会合には、少なくとも構成員総数の三分の二が参加しなければならない；最高人民裁判所裁判官評議会の決定は、構成員総数の過半数の賛成投票を得なければならない。

最高人民検察院長官、司法大臣は、最高人民裁判所裁判官評議会の議決について討論し、採択する際は、最高人民裁判所裁判官評議会の会合に参加する責任を負う。
4. 最高人民裁判所裁判官評議会の監督審、再審決定は、最高の決定であり、異議を申し立てることができない。

第 23 条 最高人民裁判所裁判官評議会の審理

1. 最高人民裁判所裁判官評議會は、最高人民裁判所の裁判官 5 人又は裁判官全員により構成される審理合議体により、監督審、再審を審理する。
2. 監督審、再審の審理が、最高人民裁判所の裁判官 5 人又は裁判官全員により構成される審理合議体のいずれによるかは、訴訟法の規定に従う。

第 24 条 最高人民裁判所の事務補佐機構

²² 「法令文書発行法」は、原文では“Luật ban hành văn bản pháp luật”であり、現時点では未成立である。注 10 参照。

最高人民裁判所の事務補佐機構は、各局及び同等の各部局からなる。最高人民裁判所長官は、事務補佐機構の組織；機構内の各部局の任務、権限について国会常務委員会に対し承認を求める。

第 25 条 最高人民裁判所の養成，研修施設

1. 最高人民裁判所の養成，研修施設は、裁判官，参審員，人民裁判所のその他の各職位の養成；研修を行う任務を有する。
2. 最高人民裁判所の養成，研修施設の設立は，法律の規定に従って実施される。

第二節 最高人民裁判所長官，副長官

第 26 条 最高人民裁判所長官

1. 最高人民裁判所長官は，国家主席の要請により，国会が選出，免任²³，罷免²⁴する。

最高人民裁判所長官の任期は，国会の任期に従う。

2. 国会の任期が満了したときは，最高人民裁判所長官は，新たな期の国会が最高人民裁判所長官を選出するまで，引続き任務を遂行する。

第 27 条 最高人民裁判所長官の任務，権限

1. 最高人民裁判所の審理業務を組織する；裁判官，参審員は独立して法令にのみ従って審理するという原則の実現について責任を負う。
2. 最高人民裁判所裁判官評議会の会合を主宰する。
3. 訴訟法の規定に従い，各人民裁判所の法的効力を生じた判決，決定に対し監督審，再審手続による異議を申し立てる。
4. 有罪判決を受けた者が死刑判決の減刑を請願する場合に自己の意見を国家主席に提出する。
5. 審理実務の総括，審理における法令の統一的な適用を保証するための最高人民裁判所裁判官評議会の議決の起草及び発行；判例の総括，発展，判例の公表を指導する。
6. 最高人民裁判所が国会，国会常務委員会に提出する法律，国会常務委員会令の草案，議決の草案の起草；法令文書発行法に基づき権限に属する法令文書の発行又は共同発行を指導する。
7. 最高人民裁判所裁判官の任命，免任，解職²⁵の要請の承認を国会に対し求める；最高人民裁判所副長官及びその他の各裁判所の裁判官の任命，免任，解職を国家主席に対し求める。

²³ 「免任」は原文では，“miễn nhiệm”である。

²⁴ 「罷免」は原文では，“bãi nhiệm”である。

²⁵ 「解職」は原文では，“cách chức”である。

8. この法律第 35 条 1 項, 第 36 条 1 項, 第 42 条 1 項, 第 43 条 1 項, 第 47 条 1 項, 第 48 条 1 項, 第 60 条 1 項, 第 61 条 1 項, 第 62 条 1 項, 第 63 条 1 項, 第 64 条 1 項に規定される各職位²⁶, 及び国家主席の任命, 免任, 解職権限に属する各役職を除く最高人民裁判所内の各役職を任命, 免任, 解職する。
9. 最高裁判所裁判官を除き, この法律第 78 条 2 項, 第 79 条 2 項及び第 80 条 2 項に規定される裁判官の転任, 異動, 特別派遣を決定する。
10. 高級人民裁判所; 省, 中央直轄都市人民裁判所; 県, 区, 市社, 省所属都市及び同等の人民裁判所; 軍区及び同等の軍事裁判所; 区域軍事裁判所の設立, 解散; 高級人民裁判所の土地管轄の範囲に関する規定, 及び必要と認める際の人民裁判所のその他の各専門法廷の設立の決定を国会常務委員会に対し求める。

最高人民裁判所の事務補佐機構の組織機構, 任務, 権限の承認を国会常務委員会に対し求める。

11. この法律第 38 条 1 項 b 号及び第 45 条 1 項の規定に従い専門法廷の組織を決定する; 第 24 条, 第 34 条 2 項, 第 41 条 2 項, 第 46 条, 第 51 条 4 項, 第 55 条 3 項及び第 58 条 3 項の規定に従い人民裁判所の事務補佐機構に属する各部局の組織機構, 任務, 権限を規定する。
12. この法律第 66 条 6 項, 第 70 条 3 項及び 4 項, 第 75 条 7 項, 第 88 条 4 項, 第 92 条 3 項及び第 93 条 3 項に規定される各任務を遂行し, 権限を行使する。
13. 定員, 裁判官の人数, 予算の各人民裁判所の活動への振分けを決定する; 国防大臣の同意を得た上で, 各軍事裁判所の定員を規定する。
14. 人民裁判所の定員, 人事管理, 予算, 物的施設の管理及び使用に関する検査を実施する。
15. 裁判官, 参審員, 人民裁判所のその他の各職位の養成; 研修業務を実施する。
16. 国会に対し責任を負い, 業務について報告する; 国会の閉会期間中は, 国会常務委員会に対し責任を負い, 業務について報告する; 国会議員の質問, 建議に回答する。
17. 訴訟法の規定に基づく任務を遂行し, 権限を行使する; 法令の規定に基づくその他の諸事案を解決する。

第 28 条 最高人民裁判所副長官

1. 最高人民裁判所副長官は, 最高人民裁判所裁判官の中から, 国家主席が任命する。最高人民裁判所副長官の任期は, 任命された日から 5 年である。

²⁶ 高級, 省級, 県級人民裁判所の長官, 副長官, 中央軍事裁判所の副長官, 軍区級, 区域軍事裁判所の長官, 副長官を指す。

最高人民裁判所副長官は、国家主席により免任、解職される。

2. 最高人民裁判所副長官は、長官の事務分配に従い、長官が任務を遂行するのを補佐する。長官が不在の時は、長官から委任を受けた副長官の一人が裁判所の業務を領導する。副長官は、委ねられた任務について長官に対し責任を負う。
3. 訴訟法の規定に基づく任務を遂行し、権限を行使する。

第三章 高級人民裁判所

第一節 高級人民裁判所の任務、権限、組織機構

第 29 条 高級人民裁判所の任務、権限

1. 未だ法的効力を生じていない土地管轄の範囲に属する省、中央直轄都市人民裁判所の第一審判決、決定で訴訟法の規定に従い控訴され、異議が申し立てられた事件の控訴審
2. 土地管轄に属する省、中央直轄都市人民裁判所、県、区、市社、省所属都市及び同等の人民裁判所の法的効力を生じた判決、決定で訴訟法の規定に従い異議が申し立てられたものの監督審、再審

第 30 条 高級人民裁判所の組織機構

1. 高級人民裁判所の組織機構は、次のものからなる。
 - a) 高級人民裁判所裁判官委員会
 - b) 刑事法廷、民事法廷、行政法廷、経済法廷、労働法廷、家庭及び未成年者法廷
必要な場合、国会常務委員会は最高人民裁判所長官の要請によりその他の専門法廷の設立を決定する。
 - c) 事務補佐機構
2. 高級人民裁判所に、長官、各副長官、裁判長、各副裁判長、裁判官、審査官、裁判所書記官、その他の公務員及び労働者を置く。

第 31 条 高級人民裁判所裁判官委員会

1. 高級人民裁判所裁判官委員会は、高級裁判官である長官、各副長官、及び最高人民裁判所長官が高級人民裁判所長官の要請により決定する高級裁判官数人により構成される。
高級人民裁判所裁判官委員会の構成員の数は、11 人を下回ってはならず、13 人を超えてはならない。
2. 高級人民裁判所裁判官委員会は、以下の任務、権限を有する。
 - a) 土地管轄の範囲に属する省、中央直轄都市人民裁判所、県、区、市社、省所属都市及び同等の人民裁判所の法的効力を生じた判決、決定で、訴訟法

- の規定に従って異議が申し立てられたものの監督審，再審
- b) 最高人民裁判所に対し報告する高級人民裁判所の業務に関する高級人民裁判所長官の報告について討論し，意見を述べる。
3. 高級人民裁判所裁判官委員会の会合には，少なくとも構成員総数の三分の二が参加しなければならない；裁判官委員会の決定は，構成員総数の過半数の賛成投票を得なければならない。

第 32 条 高級人民裁判所裁判官委員会の審理

1. 高級人民裁判所裁判官委員会は，高級人民裁判所裁判官委員会の裁判官 3 人又は全員により構成される審理合議体により監督審，再審を審理する。
2. 監督審，再審の審理が，高級人民裁判所裁判官委員会の裁判官 3 人又は全員のいずれによるかは，訴訟法の規定に従う。

第 33 条 高級人民裁判所の専門法廷の任務，権限

高級人民裁判所の専門法廷は，未だ法的効力を生じていない土地管轄の範囲に属する省，中央直轄都市人民裁判所の判決，決定で訴訟法の規定に従い控訴され，異議が申し立てられた事件の控訴審を行う。

第 34 条 高級人民裁判所の事務補佐機構

1. 高級人民裁判所の事務補佐機構は，事務局及びその他の各部局からなる。
2. 最高人民裁判所長官は，高級人民裁判所の事務補佐機構に属する事務局，その他の各部局の設立を決定し，任務，権限を規定する。

第二節 高級人民裁判所長官，副長官

第 35 条 高級人民裁判所長官

1. 高級人民裁判所長官は，最高人民裁判所長官が任命，免任，解職する。
高級人民裁判所長官の任期は，任命された日から 5 年である。
2. 高級人民裁判所長官は以下の権限，任務を有する。
 - a) 高級人民裁判所の審理業務を組織する；裁判官，参審員は独立して法令にのみ従って審理するという原則の実現について責任を負う。
 - b) 高級人民裁判所裁判官委員会の会合を主宰する。
 - c) 訴訟法の規定に従い，土地管轄の範囲に属する省，中央直轄都市人民裁判所，県，区，市社，省所属都市及び同等の人民裁判所の法的効力を生じた判決，決定に対し監督審，再審手続による異議を申し立てる。
 - d) 裁判官，副長官を除き，高級人民裁判所内の各役職²⁷を任命，免任，解職する。

²⁷ 「役職」は原文では，“chức vụ”である。

- d) 最高人民裁判所に対し高級人民裁判所の業務について報告する。
- e) 訴訟法の規定に基づく任務を遂行し、権限を行使する；法令の規定に基づくその他の事案を解決する。

第 36 条 高級人民裁判所副長官

1. 高級人民裁判所副長官は、最高人民裁判所長官が任命、免任、解職する。
高級人民裁判所副長官の任期は、任命された日から 5 年である。
2. 高級人民裁判所副長官は、長官の事務分配に従い、長官が任務を遂行するのを補佐する。長官が不在の時は、長官から委任を受けた副長官の一人が裁判所の業務を領導する。副長官は、委ねられた任務について長官に対し責任を負う。
3. 訴訟法の規定に基づく任務を遂行し、権限を行使する。

第四章 省，中央直轄都市人民裁判所

第一節 省，中央直轄都市人民裁判所の任務，権限，組織機構

第 37 条 省，中央直轄都市人民裁判所の任務，権限

1. 訴訟法の規定に従った事件の第一審
2. 未だ法的効力を生じていない県，区，市社，省所属都市及び同等の人民裁判所の第一審判決，決定で訴訟法の規定に従い控訴され，異議が申し立てられた事件の控訴審
3. 県，区，市社，省所属都市及び同等の人民裁判所の法的効力を生じた判決，決定を検査し，訴訟法の規定による法令違反がある又は新たな事情があることを発見したときは，高級人民裁判所長官，最高人民裁判所長官に検討，異議申立てを建議する。
4. 法令の規定に基づくその他の事案の解決

第 38 条 省，中央直轄都市人民裁判所の組織機構

1. 省，中央直轄都市人民裁判所の組織機構は，次のものからなる。
 - a) 裁判官委員会
 - b) 刑事法廷，民事法廷，行政法廷，経済法廷，労働法廷，家庭及び未成年者法廷
必要な場合，国会常務委員会は最高人民裁判所長官の要請によりその他の専門法廷の設立を決定する。
 - c) 事務補佐機構
2. 省，中央直轄都市人民裁判所に，長官，各副長官，裁判長，各副裁判長，裁判官，審査官，裁判所書記官，その他の公務員及び労働者を置く。

第 39 条 省，中央直轄都市人民裁判所裁判官委員会

1. 省，中央直轄都市人民裁判所裁判官委員会は，長官，副長官及び裁判官数人により構成される。裁判官委員会の構成員の数は，省，中央直轄都市人民裁判所長官の要請により，最高人民裁判所長官が決定する。

省，中央直轄都市人民裁判所裁判官委員会の会合は，長官が主宰する。

2. 省，中央直轄都市人民裁判所裁判官委員会は，次の任務，権限を有する。
 - a) 省，中央直轄都市人民裁判所の業務に関するプログラム，計画の実施について討論する。
 - b) 最高人民裁判所及び同級の人民評議会に対する業務に関する省，中央直轄都市人民裁判所長官の報告について討論する。
 - c) 審理の経験を総括する。
 - d) 長官の要請により，高級人民裁判所長官，最高人民裁判所長官に対し法的効力を生じた判決，決定の監督審，再審手続による再検討を要請する省，中央直轄都市人民裁判所長官の建議について討論する。

第 40 条 省，中央直轄都市人民裁判所の専門法廷の任務，権限

1. 法令の規定に基づく事件の第一審
2. 県，区，市社，省所属都市及び同等の人民裁判所の未だ法的効力を生じていない第一審判決，決定で訴訟法の規定に従い控訴され，異議が申し立てられた事件の控訴審

第 41 条 省，中央直轄都市人民裁判所の事務補佐機構

1. 省，中央直轄都市人民裁判所の事務補佐機構は，事務局，部及び同等の各部局からなる。
2. 最高人民裁判所長官は，省，中央直轄都市人民裁判所の事務補佐機構に属する事務局，部及び同等の各部局の設立を決定し，任務，権限を規定する。

第二節 省，中央直轄都市人民裁判所長官，副長官

第 42 条 省，中央直轄都市人民裁判所長官

1. 省，中央直轄都市人民裁判所長官は，最高人民裁判所長官が任命，免任，解職する。

省，中央直轄都市人民裁判所長官の任期は，任命された日から 5 年である。
2. 省，中央直轄都市人民裁判所長官は，以下の権限，任務を有する。
 - a) 省，中央直轄都市人民裁判所の審理業務を組織する；裁判官，参審員は独立して法令にのみ従って審理するという原則の実現について責任を負う。
 - b) 裁判官，副長官を除き，省，中央直轄都市人民裁判所，県，区，市社，省所属都市及び同等の人民裁判所内の各役職を任命，免任，解職する。
 - c) この法律第 78 条 3 項，第 79 条 3 項及び第 80 条 3 項の規定による裁判官

の異動、転任、特別派遣を決定する。

- d) 自己の裁判所並びに県、区、市社、省所属都市及び同等の人民裁判所の裁判官、参審員、その他の各職位に対し専門知識、技術に関する研修を実施する。
- d) 省、中央直轄都市人民評議会及び最高人民裁判所に対し業務について報告する。
- e) 法的効力を生じた判決、決定の検討、監督審、再審手続による異議申立てを高級人民裁判所長官、最高人民裁判所長官に対し建議する。
- g) 訴訟法の規定に基づく任務を遂行し、権限を行使する；法令の規定に基づくその他の事案を解決する。

第 43 条 省、中央直轄都市人民裁判所副長官

- 1. 省、中央直轄都市人民裁判所副長官は、最高人民裁判所長官が任命、免任、解職される。

省、中央直轄都市人民裁判所副長官の任期は、任命された日から 5 年である。

- 2. 省、中央直轄都市人民裁判所副長官は、長官の事務分配に従い、長官が任務を遂行するのを補佐する。長官が不在の時は、長官から委任を受けた副長官の一人が裁判所の業務を領導する。副長官は、委ねられた任務について長官に対し責任を負う。
- 3. 訴訟法の規定に基づく任務を遂行し、権限を行使する。

第五章 県、区、市社、省所属都市及び同等の人民裁判所

第一節

県、区、市社、省所属都市及び同等の人民裁判所の任務、権限、組織機構

第 44 条 県、区、市社、省所属都市及び同等の人民裁判所の任務、権限

- 1. 法令の規定に従った事件の第一審
- 2. 法令の規定に基づくその他の事案の解決

第 45 条 県、区、市社、省所属都市及び同等の人民裁判所の組織機構

- 1. 県、区、市社、省所属都市及び同等の人民裁判所に、刑事法廷、民事法廷、行政法廷、経済法廷、労働法廷、家庭及び未成年者法廷、行政処分法廷を置くことができる。必要な場合、国会常務委員会は最高人民裁判所長官の要請によりその他の専門法廷の設立を決定する。

この項の規定並びにそれぞれの県、区、市社、省所属都市及び同等の人民裁判所における必要性、審理の実情に基づき、最高人民裁判所長官は、専門法廷の組織を決定する。

2. 事務補佐機構

3. 県、区、市社、省所属都市及び同等の人民裁判所に、長官、各副長官、裁判長、各副裁判長、裁判官、裁判所書記官、判決執行に関する審査官、その他の公務員及び労働者を置く。

第 46 条 県、区、市社、省所属都市及び同等の人民裁判所の事務補佐機構の任務、権限

最高人民裁判所長官は、県、区、市社、省所属都市及び同等の人民裁判所の事務補佐機構の設立を決定し、任務、権限を規定する。

第二節 県、区、市社、省所属都市及び同等の人民裁判所の長官、副長官

第 47 条 県、区、市社、省所属都市及び同等の人民裁判所の長官

1. 県、区、市社、省所属都市及び同等の人民裁判所の長官は、最高人民裁判所長官が任命、免任、解職する。

県、区、市社、省所属都市及び同等の人民裁判所の長官の任期は、任命された日から 5 年である。

2. 県、区、市社、省所属都市及び同等の人民裁判所の長官は、以下の権限、任務を有する。

- a) 県、区、市社、省所属都市及び同等の人民裁判所の審理業務を組織する；裁判官、参審員は独立して法令にのみ従って審理するという原則の実現について責任を負う。
- b) 法律の定めに基づき権限を有する人民評議会及び省、中央直轄都市人民裁判所に対し業務について報告する。
- c) 訴訟法の規定に基づく任務を遂行し、権限を行使する；法令の規定に基づくその他の事案を解決する。

第 48 条 県、区、市社、省所属都市及び同等の人民裁判所の副長官

1. 県、区、市社、省所属都市及び同等の人民裁判所の副長官は、最高人民裁判所長官が任命、免任、解職する。

省、中央直轄都市人民裁判所副長官の任期は、任命された日から 5 年である。

2. 県、区、市社、省所属都市及び同等の副長官は、長官の事務分配に従い、長官が任務を遂行するのを補佐する。長官が不在の時は、長官から委任を受けた副長官の一人が裁判所の業務を領導する。副長官は、委ねられた任務について長官に対し責任を負う。

3. 訴訟法の規定に基づく任務を遂行し、権限を行使する。

第六章 軍事裁判所

第一節 軍事裁判所の任務、権限、組織機構

第 49 条 軍事裁判所の任務、権限

各軍事裁判所は、被告人が現役の軍人である諸事件及び法律の規定に基づくその他の諸事件を審理するためにベトナム人民軍隊の中に組織される。

第 50 条 軍事裁判所の組織

1. 中央軍事裁判所
2. 軍区及び同等の軍事裁判所
3. 区域軍事裁判所

第 51 条 中央軍事裁判所の任務、権限、組織機構

1. 中央軍事裁判所は、以下の任務、権限を有する。
 - a) 未だ法的効力を生じていない軍区及び同等の軍事裁判所の第一審判決、決定で刑事訴訟法の規定に従い控訴され、異議が申し立てられた事件の控訴審
 - b) 軍区及び同等の軍事裁判所、区域軍事裁判所の法的効力を生じた判決、決定で刑事訴訟法の規定に従い異議が申し立てられたものの監督審、再審
2. 中央軍事裁判所の組織機構は、次のものからなる。
 - a) 中央軍事裁判所裁判官委員会
 - b) 中央軍事裁判所控訴審法廷
 - c) 事務補佐機構
3. 中央軍事裁判所に、長官、各副長官、裁判長、各副裁判長、裁判官、審査官、裁判所書記官、公務員及び労働者を置く。
4. 最高人民裁判所長官は、国防大臣の同意を得た上で、中央軍事裁判所の事務補佐機構の設立を決定し、権限、任務を規定する。

第 52 条 中央軍事裁判所裁判官委員会

1. 中央軍事裁判所裁判官委員会は、高級裁判官である長官、副長官、及び最高人民裁判所長官が中央軍事裁判所長官の要請により決定する高級裁判官数人により構成される。

中央軍事裁判所裁判官委員会の構成員総数は 7 人を超えてはならない。
2. 中央軍事裁判所裁判官委員会は、以下の任務、権限を有する。
 - a) 軍区及び同等の軍事裁判所、区域軍事裁判所の法的効力を生じた判決、決定で刑事訴訟法の規定に従い異議が申し立てられたものの監督審、再審
 - b) 最高人民裁判所長官及び国防大臣に対する各軍事裁判所の業務に関する

中央軍事裁判所長官の報告について討論し、意見を述べる。

3. 中央軍事裁判所裁判官委員会の会合には、少なくとも構成員総数の三分の二が参加しなければならない；中央軍事裁判所裁判官委員会の決定は、構成員総数の過半数の賛成投票を得なければならない。

第 53 条 中央軍事裁判所裁判官委員会の審理

中央軍事裁判所裁判官委員会は、この法律第 32 条の規定²⁸に倣って審理する。

第 54 条 中央軍事裁判所控訴審法廷の任務、権限

1. 未だ法的効力を生じていない軍区及び同等の軍事裁判所の第一審判決、決定で刑事訴訟法の規定に従い控訴され、異議が申し立てられた事件の控訴審
2. 法律の規定に基づくその他の任務を遂行し、権限を行使する。

第 55 条 軍区及び同等の軍事裁判所の組織機構

1. 軍区及び同等の軍事裁判所の組織機構は、次のものからなる。
 - a) 裁判官委員会
 - b) 事務補佐機構
2. 軍区及び同等の軍事裁判所に、長官、副長官、裁判官、審査官、裁判所書記官、その他の公務員及び労働者を置く。
3. 最高人民裁判所長官は、国防大臣の同意を得た上で、軍区及び同等の軍事裁判所の事務補佐機構を設立し、任務、権限を規定する。

第 56 条 軍区及び同等の軍事裁判所の任務、権限

1. 刑事訴訟法の規定に従った事件の第一審
2. 未だ法的効力を生じていない区域軍事裁判所の第一審判決、決定で刑事訴訟法の規定に従い控訴され、異議が申し立てられた刑事事件の控訴審

第 57 条 軍区及び同等の軍事裁判所の裁判官委員会

1. 軍区及び同等の軍事裁判所の裁判官委員会は、長官、副長官及び裁判官数人により構成される。裁判官委員会の構成員の数は、最高人民裁判所長官が軍区及び同等の軍事裁判所の長官の要請により決定する。

軍区及び同等の軍事裁判所の裁判官委員会の会合は、長官が主宰する。
2. 軍区及び同等の軍事裁判所の裁判官委員会は、次の任務、権限を有する。
 - a) 軍区及び同等の軍事裁判所の業務プログラム、計画の実施について討論する。
 - b) 最高人民裁判所及び国防省に対する業務に関する軍区及び同等の軍事裁判所の長官の報告について討論する。

²⁸ 高級人民裁判所裁判官委員会に関する規定である。

- c) 審理の経験を総括する。
- d) 長官の要請により、中央軍事裁判所に対し法的効力を生じた判決、決定の監督審、再審手続による再検討を要請する軍区及び同等の軍事裁判所の長官の建議について討論する。

第 58 条 区域軍事裁判所

1. 区域軍事裁判所は、以下の任務、権限を有する。
 - a) 刑事訴訟法の規定に従った事件の第一審
 - b) 法律の規定に基づくその他の任務の遂行、権限の行使
2. 区域軍事裁判所に長官、副長官、裁判官、裁判所書記官、その他の公務員及び労働者を置く。
3. 最高人民裁判所長官は、国防大臣の同意を得た上で、区域軍事裁判所の事務補佐機構の設立を決定し、任務、権限を規定する。

第二節 軍事裁判所の長官、副長官

第 59 条 中央軍事裁判所長官

1. 中央軍事裁判所長官は、最高人民裁判所副長官であり、国家主席により任命、免任、解職される。

中央軍事裁判所長官の任期は、任命された日から 5 年である。
2. 中央軍事裁判所長官は、以下の権限、任務を有する。
 - a) 中央軍事裁判所の審理業務を組織する；裁判官、参審員は独立して法令にのみ従って審理するという原則を実現する責任を負う。
 - b) 中央軍事裁判所裁判官委員会の会合を主宰する。
 - c) 刑事訴訟法の規定に従い、軍区及び同等の軍事裁判所、区域軍事裁判所の法的効力を生じた判決、決定に対し監督審、再審手続による異議を申し立てる。
 - d) 各軍区及び同等の軍事裁判所、区域軍事裁判所の業務に関する検査を実施する。
 - d) 各軍事裁判所の裁判官、軍人参審員、審査官、裁判所書記官に対し専門知識、技術に関する研修を実施する。
 - e) 最高人民裁判所長官及び国防大臣に対し軍事裁判所の業務について報告する。
 - g) 裁判官、長官、副長官を除き、各軍事裁判所内の各役職を任命、免任、解職する。
 - h) 刑事訴訟法の規定に基づく任務を遂行し、権限を行使する；法令の規定に基づくその他の事案を解決する。

第 60 条 中央軍事裁判所副長官

1. 中央軍事裁判所の副長官は、国防大臣の同意を得た上で、最高人民裁判所長官が任命、免任、解職する。

中央軍事裁判所副長官の任期は、任命された日から 5 年である。

2. 中央軍事裁判所副長官は、長官の事務分配に従い、長官が任務を遂行するのを補佐する。長官が不在の時は、長官から委任を受けた副長官の一人が、裁判所の業務を領導する。副長官は、委ねられた任務について長官に対し責任を負う。

第 61 条 軍区及び同等の軍事裁判所の長官

1. 軍区及び同等の軍事裁判所の長官は、国防大臣の同意を得た上で、最高人民裁判所長官が任命、免任、解職する。

軍区及び同等の軍事裁判所の長官の任期は、任命された日から 5 年である。

2. 軍区及び同等の軍事裁判所の長官は、以下の権限、任務を有する。
 - a) 軍区及び同等の軍事裁判所の審理業務を組織する；裁判官、参審員は独立して法令にのみ従って審理するという原則を実現する責任を負う。
 - b) 中央軍事裁判所長官及び軍区及び同等の司令官に対し軍区及び同等の軍事裁判所、区域軍事裁判所の業務について報告する。
 - c) 刑事訴訟法の規定に基づく任務を遂行し、権限を行使する；法令の規定に基づくその他の事案を解決する。

第 62 条 軍区及び同等の軍事裁判所の副長官

1. 軍区及び同等の軍事裁判所の副長官は、国防大臣の同意を得た上で、最高人民裁判所長官が任命、免任、解職する。

軍区及び同等の軍事裁判所の副長官の任期は、任命された日から 5 年である。

2. 軍区及び同等の軍事裁判所の副長官は、長官の事務分配に従い、長官が任務を遂行するのを補佐する。長官が不在の時は、長官から委任を受けた副長官の一人が、裁判所の業務を領導する。副長官は、委ねられた任務について長官に対し責任を負う。
3. 刑事訴訟法の規定に基づく任務を遂行し、権限を行使する。

第 63 条 区域軍事裁判所長官

1. 区域軍事裁判所長官は、国防大臣の同意を得た上で、最高人民裁判所長官が任命、免任、解職する。

区域軍事裁判所長官の任期は、任命された日から 5 年である。

2. 区域軍事裁判所長官は、以下の権限、任務を有する。
 - a) 区域軍事裁判所の審理業務を組織する；裁判官、参審員は独立して法令に

のみ従って審理するという原則を実現する責任を負う。

- b) 軍区及び同等の軍事裁判所の長官に対し区域軍事裁判所の業務について報告する。
- c) 刑事訴訟法の規定に基づく任務を遂行し、権限を行使する；法令の規定に基づくその他の事案を解決する。

第 64 条 区域軍事裁判所副長官

1. 区域軍事裁判所副長官は、国防大臣の同意を得た上で、最高人民裁判所長官が任命、免任、解職する。
区域軍事裁判所副長官の任期は、任命された日から 5 年である。
2. 区域軍事裁判所副長官は、長官の事務分配に従い、長官が任務を遂行するのを補佐する。長官が不在の時は、長官から委任を受けた副長官の一人が、裁判所の業務を領導する。副長官は、委ねられた任務について長官に対し責任を負う。
3. 刑事訴訟法の規定に基づく任務を遂行し、権限を行使する。

第七章 裁判官

第 65 条 裁判官の任務、権限

1. 裁判官は、この法律の規定による条件、基準を完全に備えた者であり、審理任務を遂行するために国家主席により任命される。
2. 裁判官は、この法律第 2 条及び関連を有する各法律に規定される任務を遂行し、権限を行使する。

第 66 条 各等級の裁判官

1. 人民裁判所の裁判官は、次のものからなる。
 - a) 最高人民裁判所裁判官
 - b) 高級裁判官
 - c) 中級裁判官
 - d) 初級裁判官
2. 最高人民裁判所に、この条第 1 項 a 号に規定される裁判官を置く。
3. 高級人民裁判所、中央軍事裁判所に、この条第 1 項 b 号に規定される裁判官を置く。
4. 省、中央直轄都市人民裁判所、軍区及び同等の軍事裁判所に、この条第 1 項 b 号、c 号及び d 号に規定される裁判官を置く。
5. 県、区、市社、省所属都市及び同等の人民裁判所、区域軍事裁判所に、この条第 1 項 c 号及び d 号に規定される裁判官を置く。
6. 高級裁判官、中級裁判官、初級裁判官の人数及びそれぞれの級の裁判所にお

ける各等級の裁判官の比率は、最高人民裁判所長官の要請により国会常務委員会が決定する。

第 67 条 裁判官の基準

1. ベトナム市民であり、祖国及びベトナム社会主義共和国憲法に対する忠誠心を有し、善良な道徳的資質を有し、強固な政治的意思を有し、勇敢で正義を擁護する断固とした精神を有し、廉潔で誠実である。
2. 法学士以上の学位を有する。
3. 審理に関する専門知識、技術について養成を受けた。
4. 法令実務に従事した期間がある。
5. 委ねられた任務を完遂することができる健康状態にある。

第 68 条 初級裁判官、中級裁判官、高級裁判官の任命条件

1. この法律第 67 条に規定される基準を完全に満たし、以下の各条件を完全に備える者は、初級裁判官に選抜、任命されることができる；現役の軍隊の士官であれば、軍事裁判所に属する初級裁判官に選抜、任命されることができる。
 - a) 5 年以上、法令業務に従事した期間がある。
 - b) 訴訟法の規定に基づき裁判所の管轄に属する諸事件を審理し、その他の諸事案を解決する能力を有する。
 - c) 初級裁判官選抜試験に合格した。
2. この法律第 67 条に規定される基準を完全に満たし、以下の各条件を完全に満たす者は、中級裁判官に選抜、任命されることができる；現役の軍隊の士官であれば、軍事裁判所に属する中級裁判官に選抜、任命されることができる。
 - a) 満 5 年以上、初級裁判官であった。
 - b) 訴訟法の規定に基づき裁判所の管轄に属する諸事件を審理し、その他の諸事案を解決する能力を有する。
 - c) 中級裁判官への昇級試験に合格した。
3. 人民裁判所の人事上の必要性がある場合、初級裁判官でないが以下の基準、条件を完全に満たす者を、中級裁判官に選抜、任命することができる；現役の軍隊の士官であれば、軍事裁判所に属する中級裁判官に選抜、任命することができる。
 - a) この法律第 67 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 5 項に規定される各基準を完全に満たす。
 - b) 13 年以上、法令業務に従事した期間がある。
 - c) 訴訟法の規定に基づき裁判所の管轄に属する諸事件を審理し、その他の諸事案を解決する能力を有する。
 - d) 中級裁判官選抜試験に合格した。

4. この法律第 67 条に規定される基準を完全に満たし、以下の各条件を完全に備える者は、高級裁判官に選抜、任命されることができる；現役の軍隊の士官であれば、軍事裁判所に属する高級裁判官に選抜、任命されることができる。
 - a) 満 5 年以上、中級裁判官であった。
 - b) 訴訟法の規定に基づき高級裁判所、中央軍事裁判所の管轄に属する諸事件を審理し、その他の諸事案を解決する能力を有する。
 - c) 高級裁判官への昇級試験に合格した。
5. 人民裁判所の人事上の必要性がある場合、中級裁判官でないが以下の基準、条件を完全に満たす者を、高級裁判官に選抜、任命されることができる；現役の軍隊の士官であれば、軍事裁判所に属する高級裁判官に選抜、任命されることができる。
 - a) この法律第 67 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 5 項に規定される各基準を完全に満たす。
 - b) 18 年以上、法令業務に従事した期間がある。
 - c) 訴訟法の規定に基づき高級裁判所、中央軍事裁判所の管轄に属する諸事件を審理し、その他の諸事案を解決する能力を有する。
 - d) 高級裁判官選抜試験に合格した。
6. 特別な場合、権限を有する機関、組織により高級人民裁判所、省、中央直轄都市人民裁判所、県、区、市社、省所属都市及び同等の人民裁判所の領導的役職に就任するために派遣された者は、法令業務に従事した期間が十分でないとしても、この法律第 67 条に規定される各基準及びこの条第 1 項 b 号、第 2 項 b 号、第 3 項 c 号、第 4 項 b 号に規定される条件を完全に満たすときは、初級裁判官、中級裁判官、高級裁判官に選抜、任命されることができる；その者が現役の軍隊の士官であれば、各軍事裁判所の初級裁判官、中級裁判官、高級裁判官に選抜、任命されることができる。

第 69 条 最高人民裁判所裁判官の任命条件

1. この法律第 67 条の基準を完全に満たし、以下の各条件を完全に備える者は、最高人民裁判所裁判官に選抜、任命されることができる。
 - a) 満 5 年以上、高級裁判官であった。
 - b) 訴訟法の規定に基づき最高人民裁判所の管轄に属する諸事件を審理し、その他の諸事案を解決する能力を有する。
2. 各裁判所において業務を行っていないが、各中央機関、組織で重要な役職にあり、政治、法令、経済、文化、社会、治安、国防、外交に精通している者、又は法令に関する代表的な専門家、科学者で、各機関、組織で重要な役職にあり、社会において名声を有する者で、訴訟法の規定に基づき最高人民裁判所の管轄に属する諸事件を審理し、その他の諸事案を解決する能力を有する者は、

最高人民裁判所裁判官に選抜，任命されることができる。

第 70 条 国家裁判官選抜・監察評議会

1. 国家裁判官選抜・監察評議会は，最高人民裁判所長官，最高人民裁判所副長官一名，中央軍事裁判所長官，各高級人民裁判所長官，ベトナム祖国戦線中央委員会，国家主席事務局，司法省，国防省及びベトナム法律家協会中央執行委員会の指導代表各一名により構成される。
2. 最高人民裁判所長官は，国家裁判官選抜・監察評議会の委員長となる。
3. 国家裁判官選抜・監察評議会の委員名簿は，最高人民裁判所長官の要請により国会常務委員会が決定する。
4. 国家裁判官選抜・監察評議会の活動規則は，最高人民裁判所長官の要請により国会常務委員会が決定する。

第 71 条 国家裁判官選抜・監察評議会の任務，権限

1. この法律の規定に従い，裁判官になる基準，条件を完全に満たす者の選抜について検討し，最高人民裁判所長官に対し次のとおり要請する。
 - a) 最高人民裁判所裁判官への任命要請の承認を国会に対し求める。
 - b) その他の各裁判所の裁判官への任命の決定を国家主席に対し求める。
2. この法律の規定に従い，裁判官の免任，解職について検討し，最高人民裁判所長官に対し次のとおり要請する。
 - a) 最高人民裁判所裁判官の免任，解職要請の承認を国会に対し求める。
 - b) その他の各裁判所の裁判官の免任，解職の決定を国家主席に対し求める。
3. 裁判官の任務の遂行，権限の行使，職業道德，行動，生活規範の遵守について監察する。

第 72 条 最高人民裁判所裁判官の承認，任命手続

1. 最高人民裁判所長官は，最高人民裁判所裁判官への任命要請の承認を国会に対し求める。
2. 国会に提出した最高人民裁判所裁判官への任命要請承認の記録は，国会常務委員会に送付され，検討を受けた上で，国会の直近の会議において提示される。
3. 国会司法委員会は，国会に提出された最高人民裁判所裁判官への任命要請の承認について審査する責任を負う。
4. 国会は，最高人民裁判所裁判官への任命要請について検討し，承認する議決を下す。
5. 国会の議決に基づき，国家主席は，最高人民裁判所裁判官への任命決定を下す。

第 73 条 初級裁判官・中級裁判官・高級裁判官選抜試験評議会

1. 初級裁判官・中級裁判官・高級裁判官選抜試験評議会は、委員長である最高人民裁判所長官；委員である最高人民裁判所副長官，国防省，内務省の指導代表各一名により構成される。
初級裁判官・中級裁判官・高級裁判官選抜試験評議会の委員名簿は，最高人民裁判所長官が決定する。
2. 初級裁判官・中級裁判官・高級裁判官選抜試験評議会は，以下の任務，権限を有する。
 - a) 初級裁判官選抜試験を実施する。
 - b) 初級裁判官から中級裁判官への，中級裁判官から高級裁判官への昇級試験を実施する。
 - c) この法律第 58 条 3 項及び 5 項に規定される各場合の中級裁判官，高級裁判官選抜試験を実施する。
 - d) 合格者名簿を公表する。
3. 初級裁判官・中級裁判官・高級裁判官選抜試験評議会の活動規則，初級裁判官，中級裁判官，高級裁判官の選抜試験の規則は，最高人民裁判所長官が決定する。

第 74 条 裁判官の任期

各裁判官の最初の任期は 5 年である；再任された，又は異なる等級の裁判官に任命された場合，次の任期は 10 年である。

第 75 条 裁判官に関する制度，政策

1. 国は，裁判官に対する給与，手当について優先する政策をとる。
2. 裁判官は，任務を遂行するため，制服，裁判官証明書の支給を受ける。
3. 裁判官は，名誉，威信の尊重を保証される；公務執行時及び必要な場合は保護される。
4. 裁判官は，学位，裁判所の専門知識，技術を向上させるため，養成，研修を受ける。
5. 裁判官及び裁判官の親族の生命，健康，名誉，人格に干渉し，脅迫し，侵害する各行為を厳禁する。
6. 裁判官は，競争，顕彰に関する法令の規定に従い，栄誉及び顕彰を受ける。
7. 給与，手当；制服の型，制服，裁判官証明書の支給及び使用制度は，最高人民裁判所長官の要請により国会常務委員会が規定する。

第 76 条 裁判官の責任

1. 祖国に対する忠誠心を有し，憲法及び法令の執行の模範となる。
2. 人民を尊重し，人民に全力で奉仕し，人民と緊密に連携し，人民の意見を静

聴し、監察を受ける。

3. 審理において独立、無私、客観的であり、正義を擁護する；裁判官の行動規範、職業道徳を遵守する；裁判所の威信を維持する。
4. 法令の規定に基づく国の秘密及び業務の秘密を保持する。
5. 政治及び裁判所の専門知識、技術に関する見識、水準を向上させるために学習、研究する。
6. 自己の任務の遂行、権限の行使及び各決定について法令上の責任を負う；法令違反行為があれば、違反の性質、程度に応じて、法律の規定に従い、懲戒処分を受け、又は刑事責任の追及を受ける。裁判官が自己の任務を遂行し、権限を行使するに当たり損害を与えたときは、審理任務を遂行した裁判官がいる裁判所は、賠償責任を負い、損害を与えた裁判官は、法律の規定に従い裁判所に対する償還責任を負う。

第 77 条 裁判官が行うことができない事務

1. 幹部²⁹、公務員が行うことができないと法令が規定している事務
2. 被疑者、被告人、当事者又はその他の訴訟参加人に対し、法令の規定に基づかず事件の解決又はその他の諸事項について助言を与えること
3. 法令に反して事件の解決に干渉し、又は自己の影響力を悪用して事件を解決する責任を負う者に働きかけること
4. 委ねられた任務のためでなく、又は権限を有する者の同意なしに、事件記録又は事件記録中の資料を庁舎外に持ち出すこと
5. 規定された場所以外で、自己が解決権限を有する事件の被告人、当事者又はその他の訴訟参加人と接触すること

第 78 条 裁判官の異動

1. 裁判官の異動は、各裁判所に対し審理任務の遂行を保証するために実施される。
2. 最高人民裁判所長官は、裁判官をある人民裁判所から異動させ、土地管轄の範囲外の、又は異なる省、中央直轄都市の別の人民裁判所において任務を遂行させる決定をする。
3. 省、中央直轄都市人民裁判所長官は、裁判官をある人民裁判所から異動させ、土地管轄の範囲内の別の人民裁判所において任務を遂行させる決定をする。
4. 国防大臣は、最高人民裁判所長官の同意を得た上で、裁判官をある軍事裁判所から異動させ、別の軍事裁判所において任務を遂行させる決定をする。

第 79 条 裁判官の転任

²⁹ 「幹部」は原文では、“cán bộ”である。幹部、公務員法（22/2008/QH12）参照。

1. 裁判所の領導，管理的役職にある裁判官の転任は，任務の必要性，人事の計画に資するために実施される。
2. 最高人民裁判所長官は，裁判官をある人民裁判所から転任させ，土地管轄の範囲外の，又は異なる省，中央直轄都市の別の人民裁判所において任務を遂行させる決定をする。
3. 省，中央直轄都市人民裁判所長官は，裁判官をある人民裁判所から転任させ，土地管轄の範囲内の別の人民裁判所において任務を遂行させる決定をする。
4. 国防大臣は，最高人民裁判所長官の同意を得た上で，裁判官をある軍事裁判所から転任させ，別の軍事裁判所において任務を遂行させる決定をする。

第 80 条 裁判官の特別派遣

1. 裁判官の特別派遣は，各裁判所に対し審理機能，任務の遂行を保証するために実施される。
2. 最高人民裁判所長官は，裁判官をある人民裁判所から特別派遣し，土地管轄の範囲外の，又は異なる省，中央直轄都市の別の人民裁判所において期限付きで任務を遂行させる決定をする。
3. 省，中央直轄都市人民裁判所長官は，裁判官をある人民裁判所から特別派遣し，土地管轄の範囲内の別の人民裁判所において期限付きで任務を遂行させる決定をする。
4. 国防大臣は，最高人民裁判所長官の同意を得た上で，裁判官をある軍事裁判所から特別派遣し，別の軍事裁判所において期限付きで任務を遂行させる決定をする。

第 81 条 裁判官の免任

1. 裁判官は，定年退職し，辞職し，別の業務に転職したときは，当然に免任される。
2. 裁判官は，健康により，家庭環境により，又はその他の理由により，委ねられた任務を完遂することができないと認められるときは，任免され得る。

第 82 条 裁判官の解職

1. 裁判官は，有罪の宣告を受け，裁判所の判決が法的効力を生じたときは，当然に解職される。
2. 以下のいずれかの場合，違反の性質，程度に応じて，裁判官は解職され得る。
 - a) 審理，裁判所の管轄に属する諸事案の解決業務における違反
 - b) この法律第 77 条の規定に対する違反
 - c) 道徳的資質に関する違反
 - d) 裁判官の行動規範，職業道徳に対する違反

d) その他の法令違反行為

第 83 条 裁判官の免任，解職手続

1. 国家裁判官選抜・監察評議会は，最高人民裁判所長官の要請により，裁判官の免任，解職を検討する。
2. 最高人民裁判所裁判官の承認，免任，解職は，この法律第 72 条の規定に倣って実施される。
3. 国家裁判官選抜・監察評議会の要請により，最高人民裁判所長官は，国家主席に対しその他の各裁判所の裁判官の免任，解職の決定を求める。

第八章 参審員

第 84 条 参審員の任務，権限

1. 人民裁判所の参審員は，次のものからなる。
 - a) 人民参審員
 - b) 軍人参審員
2. 人民参審員は，人民参審員に選出された地の裁判所の長官の事務分配に従い，人民裁判所の管轄に属する諸事件を審理する任務を遂行する。
3. 軍人参審員は，軍人参審員に選定された地の裁判所の長官の事務分配に従い，軍事裁判所の管轄に属する諸事件を審理する任務を遂行する。
4. 参審員は裁判所の長官の事務分配に従う義務を負い，従わない場合，理由を明示しなければならない。
5. 一年の業務年度の間，裁判所の長官から審理任務の割当てを受けない参審員は，裁判所の長官に対し理由を知らせるよう請求する権利を有する。

第 85 条 参審員の基準

1. ベトナム市民であり，祖国及びベトナム社会主義共和国憲法に対する忠誠心を有し，善良な道徳的資質を有し，強固な政治的意思を有し，勇敢で正義を擁護する断固とした精神を有し，廉潔で誠実である。
2. 法令に関する見識を有する。
3. 社会に関する理解を有する。
4. 委ねられた任務を完遂することができる健康状態にある。

第 86 条 参審員の選出，選定，免任，罷免手続

1. 省，中央直轄都市人民裁判所，県，区，市社，省所属都市及び同等の人民裁判所は，法律の規定に基づき権限を有する人民評議会が人民参審員を選出することができるよう，参審員の人数，構成に関する需要を提示し，同級のベトナム祖国戦線委員会に対し，この法律第 85 条の規定による基準を完全に満たす

者の選択及び紹介を要請する。

人民裁判所の長官は、同級のベトナム祖国戦線委員会の同意を得た上で、人民評議会に対し人民参審員の免任、罷免を要請する。

2. 軍区及び同等の軍事裁判所の軍人参審員は、ベトナム人民軍隊政治総局主任が、軍区、軍団、軍種、総局又は同等の級の政治機関の紹介により選定する。

軍区及び同等の軍事裁判所長官は、軍区、軍団、軍種、総局又は同等の級の政治機関の同意を得た上で、ベトナム人民軍隊政治総局主任に対し、軍区及び同等の軍事裁判所の軍人参審員の免任、罷免を要請する。

3. 区域軍事裁判所の軍人参審員は、軍区、軍団、軍種、総局又は同等の級の政治委員会が、師団又は同等の級の政治機関の紹介により選定する。

区域軍事裁判所長官は、師団、軍種、総局又は同等の級の政治機関の同意を得た上で、区域軍事裁判所の軍人参審員を免任、罷免する。

第 87 条 参審員の任期

1. 人民参審員の任期は、人民参審員を選任した人民評議会の任期に従う。

人民評議会の任期が満了したときは、新たな期の人民評議会が新たな人民参審員を選任するまで、人民参審員は引続き任務を遂行する。

2. 軍人参審員の任期は、選定された日から 5 年である。

第 88 条 参審員に関する制度、政策

1. 参審員は、専門知識、技術について訓練、養成を受け、裁判所の審理活動を総括する会議に参加する。

参審員の専門知識、技術に関する訓練、養成の経費は、裁判所の活動経費中で見積もられ、法律の規定に基づき地方予算の補助を受ける。

2. 参審員が、幹部、公務員、準公務員、現役の軍人、国防労働者であるときは、参審員の任務を遂行する時間は、機関、部隊における労働時間に算入される。
3. 参審員は、競争、顕彰に関する法令の規定に基づき、荣誉及び顕彰を受ける。
4. 参審員は、審理手当を享受することができ、審理任務を遂行するため、制服、参審員証明書の発給を受ける。

審理手当、制服の型、制服、参審員証明書の発給及び使用制度は、最高人民裁判所長官の要請により、国会常務委員会が規定する。

第 89 条 参審員の責任

1. 祖国に対する忠誠心を有し、憲法及び法令の執行の模範となる。
2. 裁判所の長官の事務分配に従って審理に参加し、正当な理由がある又は訴訟法が規定する場合を除き、拒否することはできない。
3. 審理において独立、無私、客観的であり、正義の擁護、人権、市民権の擁護、

社会主義体制の擁護，国の利益，組織，個人の権利，合法的で正当な利益の擁護に貢献する。

4. 人民を尊重し，人民の監察を受ける。
5. 法令の規定に基づく国の秘密及び業務の秘密を保持する。
6. 法令に関する見識，審理の専門知識，技術を向上させるため積極的に協力する。
7. 裁判所の内規，規則を遵守する。
8. 自己の任務の遂行，権限の行使及び各決定について法令上の責任を負う；法令違反行為があれば，違反の性質，程度に応じて，法律の規定に従い，罷免の懲戒処分を受け，又は刑事責任の追及を受ける。

参審員が自己の任務を遂行し，権限を行使するに当たり損害を与えたときは，審理任務を遂行した当該参審員がいる裁判所は，賠償責任を負い，損害を与えた参審員は，法律の規定に従い裁判所に対する償還責任を負う。

第 90 条 参審員の免任，罷任の条件

1. 参審員は，健康上の理由により又はその他の正当な理由により免任され得る。
2. 参審員は，道徳的資質に関する違反があり又は法令違反行為をして，参審員に相応しくなくなったときは罷免される。

第 91 条 参審員団；参審員に対する機関，組織，人民武装部隊の責任

1. 参審員は，参審員団を組織する。
ベトナム祖国戦線中央委員会は，主管し，内務省及び最高人民裁判所と協調して，国会常務委員会に対し参審員団の組織及び活動規則の発行を求める。
2. 省，中央直轄都市人民裁判所，県，区，市社，省所属都市及び同等の人民裁判所，軍区及び同等の軍事裁判所，区域軍事裁判所の長官は，参審員に対し審理への参加を割り当て，事件の審理の必要性に適合するようにする。
3. 参審員に選出又は選定された者のいる機関，組織，人民武装部隊は，参審員が任務を遂行することができるよう条件を整備する責任を負う。
4. 参審員が裁判所の長官の事務分配に従って任務を遂行している間，当該参審員がいる機関，組織，人民武装部隊は，参審員を異動させ，又は別の事務を割り当てることができない。ただし，特別な場合を除く。その場合，裁判所の長官に通知しなければならない。

第九章 裁判所書記官，審査官

第 92 条 裁判所書記官

1. 裁判所書記官は，法学士以上の学位を有し，裁判所により採用され，裁判所書記官の専門知識，技術について養成を受け，裁判所書記官に任命された者で

ある。

裁判所書記官は次の各等級からなる。

- a) 書記官
- b) 主任書記官
- c) 高級書記官

裁判所書記官の昇級の基準，条件及び試験については，最高人民裁判所長官が規定する。

2. 最高人民裁判所，高級人民裁判所，中央軍事裁判所，省，中央直轄都市人民裁判所，軍区及び同等の軍事裁判所に，この条第1項に規定される各等級の裁判所書記官を置く。

県，区，市社，省所属都市及び同等の人民裁判所，区域軍事裁判所に，この条第1項 a 号及び b 号に規定される各等級の裁判所書記官を置く。

3. 最高人民裁判所長官は，最高人民裁判所の各等級の裁判所書記官を任命し，高級人民裁判所，中央軍事裁判所の高級書記官を任命する。

高級人民裁判所，中央軍事裁判所の長官は，高級人民裁判所，中央軍事裁判所の書記官，主任書記官を任命する。

省，中央直轄都市人民裁判所長官は，省，中央直轄都市人民裁判所並びに県，区，市社，省所属都市及び同等の人民裁判所の書記官，主任書記官を任命する。

軍区及び同等の軍事裁判所の長官は，軍区及び同等の軍事裁判所，区域軍事裁判所の書記官，主任書記官を任命する。

4. 裁判所書記官は，以下の任務，権限を有する。

- a) 公判期日において書記を務め，訴訟法の規定に基づき各訴訟活動を進行する。
- b) 裁判所の長官の事務分配に従い，司法行政の任務及びその他の任務を遂行する。

5. 裁判所書記官は，自己の任務の遂行，権限の行使について，法令上，また裁判所の長官に対し責任を負う。

第 93 条 審査官

1. 審査官は，裁判所書記官を 5 年以上務めた裁判所の専門公務員であり，審査官の専門知識，技術について養成を受け，審査官に任命された者である。

審査官は次の各等級からなる。

- a) 審査官
- b) 主任審査官
- c) 高級審査官

審査官の昇級の基準，条件及び試験については，最高人民裁判所長官が規

定する。

2. 最高人民裁判所，高級人民裁判所，中央軍事裁判所，省，中央直轄都市人民裁判所，軍区及び同等の軍事裁判所に，この条第1項に規定される各等級の審査官を置く。

県，区，市社，省所属都市及び同等の人民裁判所，区域軍事裁判所に，この条第1項a号及びb号に規定される各等級の審査官を置く。

3. 最高人民裁判所長官は，最高人民裁判所の各等級の審査官を任命し，高級人民裁判所，中央軍事裁判所の高級審査官を任命する。

高級人民裁判所，中央軍事裁判所の長官は，高級人民裁判所，中央軍事裁判所の審査官，主任審査官を任命する。

省，中央直轄都市人民裁判所長官は，省，中央直轄都市人民裁判所並びに県，区，市社，省所属都市及び同等の人民裁判所の審査官，主任審査官を任命する。

軍区及び同等の軍事裁判所の長官は，軍区及び同等の軍事裁判所，区域軍事裁判所の審査官，主任審査官を任命する。

4. 審査官は，以下の任務，権限を有する。
 - a) 裁判所の長官の事務分配に従い，法的効力を生じた裁判所の判決，決定に関する各事件記録を審査する。
 - b) 審査について結論を下し，裁判所の長官に対し審査結果を報告する。
 - c) 判決執行に関する審査官は，裁判所の長官が裁判所の権限に属する判決執行業務に関する各任務を遂行するのを補佐する。
 - d) 裁判所の長官の事務分配に従い，その他の各任務を遂行する。
5. 審査官は，自己の任務の遂行，権限の行使について，法令上，また裁判所の長官に対し責任を負う；法令違反行為をしたときは，違反の性質，程度に応じ，法律の規定に基づき懲戒処分を受け，又は刑事責任の追及を受ける。

第94条 裁判所書記官，審査官に関する制度，政策

1. 国は，裁判所書記官，審査官に対する給与，手当について優先する政策をとる。
2. 裁判所書記官，審査官は，制服，職位カードの支給を受ける。制服，職位カードの型は，最高人民裁判所長官が規定する。
3. 裁判所書記官，審査官は，審理に関する専門知識，技術について研修を受け，学位を向上させるための学習，研究について条件の整備を受ける。
4. 裁判所書記官，審査官は，競争，顕彰に関する法令の規定に従い，顕彰を受ける。

第十章 人民裁判所の活動の保障

第 95 条 人民裁判所の裁判官の人数，定員

1. 最高人民裁判所裁判官の人数は，この法律第 22 条 1 項に規定されるところによる。
2. その他の裁判所の裁判官の人数，それぞれの級の裁判所における各等級の裁判官の比率及び人民裁判所の総定員は，政府の意見を踏まえた最高人民裁判所長官の要請により，国会常務委員会が決定する。
3. 軍事裁判所の裁判官の人数，それぞれの級の軍事裁判所における各等級の裁判官の比率及び総定員は，国防大臣の同意を得た最高人民裁判所長官の要請により，国会常務委員会が決定する。
4. 国会常務委員会が決定した総定員，裁判官の人数及び各等級の比率に基づき，最高人民裁判所長官は，
 - a) 定員，その他の裁判所の裁判官の人数；各人民裁判所に属する各部局のその他の公務員，準公務員及び労働者を振り分ける。
 - b) 国防大臣の同意を得た上で，各軍事裁判所の定員，裁判官の人数を振り分ける。

第 96 条 人民裁判所の活動経費

1. 最高人民裁判所，高級人民裁判所，省，中央直轄都市人民裁判所，県，区，市社，省所属都市及び同等の人民裁判所の活動経費は，最高人民裁判所の同意を得た上で，政府が国会に対し決定を求める。人民裁判所の活動経費の見積りについて政府と最高人民裁判所が合意することができない場合，最高人民裁判所長官は，国会に対し，検討，決定を建議する。
2. 軍事裁判所の活動経費は，国防省が最高人民裁判所と協調して見積りを作成し，政府に対し，決定のため国会に提出するよう要請する。
3. 経費の管理，分配，支給及び使用は，国家予算法及びその他の関連を有する各法律の規定に従う。
4. 国は，人民裁判所の物的施設，情報通信技術の開発のために優先的に投資する。

第 97 条 人民裁判所のその他の公務員，準公務員及び労働者に関する制度，政策

人民裁判所のその他の公務員，準公務員及び労働者は，制服の支給を受け，法令の規定に基づく制度，政策を享受する。

第十一章 施行条項

第 98 条 施行効力

1. この法律は、2015 年 6 月 1 日から施行効力を生ずる。ただし、第 4 条 1 項、第 24 条、第 34 条、第 38 条 1 項 b 号、第 41 条、第 45 条 1 項、第 46 条、第 51 条 4 項、第 55 条 3 項、第 58 条 3 項、第 67 条、第 68 条 4 項、第 69 条 1 項、第 70 条、第 71 条、第 72 条、第 73 条、第 95 条 2 項は、2015 年 2 月 1 日から施行効力を生ずる。

2. この法律は、人民裁判所組織法（33/2002/QH10）に代替する。

人民裁判所の裁判官及び参審員に関する国会常務委員会令（02/2002/PL-UBTVQH11），人民裁判所の及び参審員に関する国会常務委員会令のいくつかの条項を修正，補充する国会常務委員会令（14/2011/PL-UBTVQH12）は，この法律が施行効力を生じた日から効力を失う。

軍事裁判所の組織に関する国会常務委員会令（04/2002/PL-UBTVQH11）は，この法律が施行効力を生じた日から効力を失う。ただし，第 3 条，第 4 条，第 5 条，第 26 条 1 項，第 29 条 1 項は，廃止されるまで引続き施行効力を有する。

この法律は，2014 年 11 月 24 日，ベトナム社会主義共和国第 XIII 期国会第 8 会期において可決された。

国会議長
Nguyễn Sinh Hùng